東京都公安委員会規程第3号

水上標識管理規程を次のように定める。

平成30年6月15日

東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英

水上標識管理規程

(目的)

第1条 この規程は、水上標識の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (準拠)

- 第2条 水上標識の管理については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。 (定義)
- 第3条 この規程において「水上標識」とは、東京都水上安全条例(平成30年東京都条例第46号) に基づき、東京都公安委員会が設置するものをいう。

(管理)

第4条 警視総監は、水上標識の適正な管理を行うものとする。

(報告)

第5条 警視総監は、水上標識の管理に係る重要特異な事案を認めたときは、東京都公安委員会 に、その都度報告するものとする。

(この規程の施行について必要な事項)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、警視総監が定める。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。